

城北保育園運営規程

(名称及び所在地)

第1条 園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 城北保育園

(2) 所在地 静岡市葵区北安東3丁目10番26号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 城北保育園（以下「本園」という。）の目的及び運営方針は、次のとおりとする。

(1) 施設の目的

児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

①生活に必要な基本的生活習慣を身につける。

②自然や身近な出来事に関心を持ち感性を高める。

③好きな遊びを十分に楽しみながら友達との関わりを深める。

(利用定員)

第3条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 60人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 21人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 食事の提供

(3) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(4) 子育て家庭に対する支援

(5) 一時預かり事業

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがある。

(1) 園長 1人

園長は、園の業務を統括し、渉外及び保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

(3) 保育士 16人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1人

園児の発達段階に応じ、給食及びおやつの献立を作成するとともに、給食業務の統括を行う。

(5) 調理員 2人

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務員 1人

園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、

当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 支給認定保護者は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、必要な実費について本園に支払うものとする。

3 時間外保育の料金は、次の表のとおりとする。

対 象	時 間	料 金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分まで	1回200円
	午後4時30分から午後6時まで	1回200円
	午後6時から午後7時まで	1回200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	1回200円

（利用の開始に関する事項）

第9条 本園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- （1）園児が小学校に就学したとき。
- （2）2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- （3）3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- （4）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第11条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 本園は、園児の安全を確保するための具体的な計画等を作成することとする。

2 本園は、前項の計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本園は、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第13条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（苦情への対応）

第14条 本園は、要望・苦情等に係る窓口を設置する。

(個人情報の取り扱い)

第 15 条 個人情報の取り扱いは、「個人情報保護に関する基本方針」による。